

奨学資金融資利子補給のしおり

東庄町では、教育の振興を図るため、奨学資金（入学準備金等）融資を受けた借入者に対して、利子の一部の補給を行っております。

1. 利子補給の対象になる方

- (1) 町内に1年以上住所を有する者で、子女を学校教育法に基づく高等学校以上の学校に就学させる方（予備校は対象外）
- (2) 町の指定金融機関等の行う教育ローンの対象となる方

2. 指定金融機関等

- 千葉銀行 笹川支店
- 佐原信用金庫 笹川支店
- かとり農業協同組合
- 京葉銀行 小見川支店
- 千葉興業銀行 佐原支店
- 銚子商工信用組合 東庄支店
- 銚子信用金庫 東庄支店

3. 利子補給の対象となる融資額

- (1) 融資額は、1回50万円以上で総計額は300万円以内
- (2) 元金又は元利均等償還割賦方式（ボーナス償還を含む）のもの
- (3) 償還期間、年利率は指定金融機関等の定めるもの

4. 利子補給

- (1) 融資を受けた日から在学学校の正規の修学期間が終了するまでで、借入額に対し年3%の利子補給をします。（3%に満たない場合はその利率）
- (2) 補給を受けた利子は、返済する必要はありません。

5. 申込み及び提出書類

(1) 申込受付期間

1月1日から翌年の4月30日

(2) 提出書類

東庄町奨学資金利子補給事業制度申込書 2部

(添付書類)

- ① 住民票の写し 1部
- ② 町税の納税証明書 1部
- ③ 所得証明書（給与証明書） 1部
- ④ 合格を証明するものの写し（学生証の写し） 1部
- ⑤ その他、町長が必要と認める書類

* ①・②・③については町の町民課で発行（コピーは不可）

* 申込書の用紙は、指定金融機関等の窓口又は教育委員会でお渡しします。

(3) 申込先

指定金融機関等の教育ローン（又は進学ローン）受付窓口へ教育ローン融資申込みと同時に申し込んでください。なお、金融機関はローン返済予定表を添付して下さい。

6. 補給の決定

指定金融機関等を経由して提出された申込書類は、町において審査、決定し通知します。

7. 問い合わせ先

東庄町教育委員会 教育課 学校教育係

電話 0478-86-2311

* 詳細は「東庄町奨学資金利子補給事業制度実施要綱」をご覧ください。